

(公財) 京都府暴力追放運動推進センター組織図

- ◇ H. 4. 6. 1 財団法人として設立許可 (京都府知事) ☆ 前の組織 H3. 3. 27 京都府暴力追放推進協議会設立
- ◇ H. 4. 9. 17 京都府暴力追放運動推進センターとして指定 (京都府公安委員会)
- ◇ H. 4. 12. 28 特定公益増進法人であることの証明 (京都府知事認定) 有効期限 2 年、以降更新 (公益財団法人移行により更新不要)
- ◇ H. 22. 12. 17 公益財団法人として認定 (京都府知事)
- ◇ H. 22. 12. 24 公益財団法人として移行登記
- ◇ H. 26. 2. 27 国家公安委員会より適格都道府県センターとして認定を受ける

